

○研究戦略イニシアティブ推進機構規程

平成19年7月26日
法人規程第44号
改正 平成20年法人規程第27号
平成21年法人規程第27号
平成21年法人規程第52号
平成24年法人規程第49号
平成25年法人規程第5号
平成25年法人規程第58号
平成28年法人規程第61号
令和3年法人規程第39号
令和4年法人規程第57号
令和6年法人規程第16号

研究戦略イニシアティブ推進機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する研究戦略イニシアティブ推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(機構の目的)

第2条 機構は、学長のリーダーシップの下、筑波大学（以下この条及び第5条第2項第5号において「本学」という。）のリソースを集約し、優れた教育研究の取組を戦略イニシアティブとして位置付け、その強化及び育成を行うことをはじめとする世界トップレベルの研究拠点の形成、世界水準の研究環境の整備及び研究マネジメント改革を実施することにより、本学の教育研究システムを高度化するスパイラルを形成し、もって世界水準の優れた研究大学として発展することを目的とする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(副機構長)

第4条 機構に、副機構長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代行する。

(機構運営委員会)

第5条 機構に、機構運営委員会を置く。

2 機構運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究力強化のための方針に関する事項
- (2) 予算及び研究スペースに関する事項

- (3) 戦略イニシアティブの選定、予算配分、評価、助言その他戦略イニシアティブに関し必要な事項
 - (4) 全学的な支援を要する競争的資金の受入れ又は研究活動の支援及び高度化のための事業ごとの運営組織の設置又は指定及び予算配分に関する事項
 - (5) その他本学の研究力強化に関する重要事項
- 3 前2項に規定するもののほか、機構運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機構強化委員会)

第6条 機構に、機構の体制及び機能の充実及び強化を図るため、機構強化委員会を置く。

2 機構強化委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 人員の配置に関する事項
- (2) 体制及び機能の点検、評価並びに改善に関する事項
- (3) その他体制及び機能に関する重要事項

3 前2項に規定するもののほか、機構強化委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究戦略推進会議)

第7条 機構に、世界トップレベルの研究拠点の形成、世界水準の研究環境の整備及び研究マネジメント改革に係る事項を協議するため、研究戦略推進会議を置く。

2 研究戦略推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 研究力強化の施策に関する事項
- (2) 研究力強化に係る年度計画に関する事項
- (3) 国際連携に関する事項
- (4) 研究循環システムに関する事項
- (5) 第8条及び第9条に規定する室並びに第10条から第13条までに規定する部門が行う具体的な取組に関する事項
- (6) その他研究力強化に関する事項

3 前2項に規定するもののほか、研究戦略推進会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究デザイン室)

第8条 機構に研究デザイン室を置き、第10条に規定する研究戦略企画部門及び第11条に規定する国際連携推進部門を統括する。

2 研究デザイン室に室長を置き、学長が指名する。

3 前2項に規定するもののほか、研究デザイン室に関し必要な事項は、別に定める。

(研究マネジメント室)

第9条 機構に研究マネジメント室を置き、第12条に規定する研究基盤強化部門及び第13条に規定する若手研究者育成部門を統括する。

2 研究マネジメント室に室長を置き、学長が指名する。

3 前2項に規定するもののほか、研究マネジメント室に関し必要な事項は、別に定める。

(研究戦略企画部門)

第10条 機構に、研究力強化に資する施策を立案するため、研究戦略企画部門を置く。

2 研究戦略企画部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略及び研究経営に係る施策の立案に関する事。
- (2) 組織整備の立案に関する事。
- (3) 学長が提案する事項に係る施策の立案に関する事。
- (4) その他研究力強化に係る施策の立案に関する事。

(国際連携推進部門)

第11条 機構に、国際研究戦略の強化に資する施策を立案するため、国際連携推進部門を置く。

2 国際連携推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際競争力の強化に向けた施策の立案に関する事。
- (2) 国際連携戦略の立案に関する事。
- (3) その他国際研究戦略の強化に係る施策の立案に関する事。

(研究基盤強化部門)

第12条 機構に、研究力強化を実施するため、研究基盤強化部門を置く。

2 研究基盤強化部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究戦略及び研究経営に係る施策の実施に関する事。
- (2) 研究に係る外部資金獲得の支援に関する事。
- (3) 研究に係る環境の整備に関する事。
- (4) 研究の推進に係る体制並びに機能の充実及び強化に関する事。
- (5) その他研究力強化の実施に関する事。

(若手研究者育成部門)

第13条 機構に、若手研究者を組織的に育成するため、若手研究者育成部門を置く。

2 若手研究者育成部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 世界で活躍できる研究者戦略育成事業の実施に関する事。
- (2) 組織的な人材育成システムの構築に関する事。
- (3) その他若手研究者の組織的な育成に関する事。

(戦略推進部門)

第14条 機構に、先端研究センター群に対し戦略的かつ効果的な支援を実施するため、戦略推進部門を置く。

2 戦略推進部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 先端研究センター群に対する支援体制の構築に関する事。
- (2) 先端研究センター群の研究成果に係る国際発信力の強化に関する事。
- (3) 先端研究センター群における国際共同研究の推進に関する事。
- (4) その他先端研究センター群の研究力強化に関する事。

3 戦略推進部門は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、あらかじめ、機構運営委員会の承認を得るものとする。

4 前3項に規定するもののほか、戦略推進部門に関し必要な事項は、別に定める。

(異分野融合創成部門)

第15条 機構に、異分野融合による研究領域形成を戦略的に支援するため、異分野融合創成部門を置く。

- 2 異分野融合創成部門は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 異分野融合を推進するための支援体制の構築に関すること。
 - (2) 戦略的な異分野融合の創成のための施策の検討に関すること。
 - (3) 異分野融合により形成された研究領域の組織化に関すること。
 - (4) その他異分野融合の推進に関すること。
- 3 異分野融合創成部門は、前項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、あらかじめ、機構運営委員会の承認を得るものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、異分野融合創成部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 機構に関する事務は、研究推進部研究企画課が行う。

(雑則)

第17条 この法人規程に定めるもののほか、機構の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年7月26日から施行する。

附 則 (平20. 3. 31法人規程27号)

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 4. 1法人規程27号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平21. 12. 24法人規程52号)

この法人規程は、平成21年12月24日から施行する。

附 則 (平24. 7. 26法人規程49号)

この法人規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則 (平25. 1. 31法人規程5号)

この法人規程は、平成25年1月31日から施行する。

附 則 (平25. 9. 26法人規程58号)

この法人規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24法人規程61号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令3. 11. 25法人規程39号)

この法人規程は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令４． ９． ２ ２ 法人規程 ５ ７ 号）
（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和４年１０月１日から施行する。
（世界展開研究拠点形成機構規程の廃止）
- 2 世界展開研究拠点形成機構規程（令和２年法人規程第３５号）は、廃止する。

附 則（令６． １． ２ ５ 法人規程 １ ６ 号）
（施行期日）

- 1 この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。
（研究戦略室規程の廃止）
- 2 研究戦略室規程（平成１６年法人規程第１４号）は、廃止する。